

周南学びの旅推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、周南学びの旅推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、周南市の中山間地域（「山口県中山間地域づくりビジョン」に定められた地域をいう。以下同じ。）を対象に豊かな自然や歴史・文化、食や農業、暮らし、技などの多様な資源を組み合わせた都市と農山漁村との交流を関係者等が一体的に推進し、農山漁村の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 都市農山漁村交流の普及・啓発に関すること。
- (2) 都市農山漁村交流の体験に関すること。
- (3) 農林漁家民泊に関すること。
- (4) 地域資源のネットワーク化と情報発信に関すること。
- (5) 都市農山漁村交流の人材育成等に関すること。
- (6) その他都市農山漁村交流に関すること。

(会員)

第4条 協議会の会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 周南市の中山間地域を対象に第2条の目的をもって、第3条の事業（一部を含む。）を実施又は実施しようとする法人、任意団体及び地縁的組織
- (2) (1) に属する個人で、周南市の中山間地域で第3条の事業（一部を含む。）を実施又は実施しようとする者

(組織)

第5条 協議会の円滑な運営を図るため、役員を置く。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名以内

(選任等)

第7条 役員は、総会において会員の中から決定する。

(職務)

第8条 会長は協議会を代表し、その会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 理事は、会長からの諮問事項を協議し、運営及び業務の執行にあたる。
- 4 監事は、事務及び会計を監査する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前項の規定に係わらず、前任又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期終了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第10条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。

(会議)

第11条 会議は総会と役員会とする。

(総会)

第12条 総会は会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集するものとし、毎年度1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。
- 3 総会は、会員の過半数の出席で成立するものとする。
- 4 総会の議長は、会長若しくは会長の指名する者が行う。
- 5 総会の議事は、委任状を含めた出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 6 総会を欠席する場合など、総会の議決権を行使できない会員は、その権限を他の会員に委任することができる。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 規約の制定及び改廃
- ② 役員の選出に関する事
- ③ 事業計画及び収支予算の決定
- ④ 事業報告及び収支決算の承認
- ⑤ その他協議会の運営に関する重要事項

(役員会)

第14条 協議会は、必要に応じて会長の招集により、役員会を開くことができる。

- 2 役員会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 役員会は、次の事項を議決する。
 - ① 総会に付議する事項
 - ② 総会から委任された事項
 - ③ その他協議会の運営に関し、会長が必要と認める事項

(事業年度)

第 15 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(財産)

第 16 条 協議会の財産は、事業に伴う収入及びその他収入による。

2 協議会が解散する場合の財産の処分については、総会の定めるところによる。

(会計)

第 17 条 協議会に係る経費は、事業収入、補助金、負担金及び会費、その他収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第 18 条 協議会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始前に会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定に係らず、年度開始前に予算が成立しない場合は、成立するまでの間、前年度の予算に準じて執行することができる。

(事業報告及び収支決算)

第 19 条 会長は、毎事業年度終了後、速やかに事業報告書、収支決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(解散)

第 20 条 協議会は、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て解散することができる。

(事務局)

第 21 条 協議会の事務を処理するため、事務局を周南市役所のスロートーリズム担当課に置く。

(委任)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要事項は、会長が別に定める。

附則

1. この規約は、協議会の設立の日から施行する。
2. 協議会の設立当初の役員は、第 6 条の規定に係わらず設立総会の定めるところとし、その任期は第 9 条第 1 項の規定に係わらず平成 28 年 3 月 31 日までとする。
3. 協議会の設立当初の総会は、第 12 条の規定に係わらず設立総会の定めるところによる。
4. 協議会の設立初年度の事業年度は、第 17 条の規定に係わらず、設立総会の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。